

○安曇野市競争入札における一抜け方式実施要領

令和5年7月12日公告第337号

安曇野市競争入札における一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務又は維持等に関する業務（以下「工事等」という。）の競争入札における一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「一抜け方式」とは、地元事業者の受注機会の確保及び過大受注による業務の品質低下等の防止を図るため、入札公告及び指名通知（以下「公告等」という。）に落札者（落札候補者を含む。以下「落札者等」という。）を決定する順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ明示した競争入札で、落札決定順位上位の落札者等をその後開札する入札から除外し、落札者等を決定する入札方式をいう。

(適用工事等)

第3条 一抜け方式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件の全てに該当する工事等が2件以上ある場合において適用することができるものとする。

(1) 建設工事

- ア 同一日に公告等を行い、かつ同一日に開札を行う案件であること。
- イ 発注工種が同一であること。
- ウ 入札参加資格要件が同一又は重複する区分の案件であること。
- エ 同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事で、実質的な工期が重複しており、工期の短縮、受注機会の確保等の目的で分割発注を行う工事であること。
- オ 適用となる工事数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

(2) 建設コンサルタント業務

- ア 同一日に公告等を行い、かつ同一日に開札を行う案件であること。
- イ 発注業種が同一であること。
- ウ 入札参加資格要件が同一又は重複する区分の案件であること。
- エ 適用となる業務数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

(3) 維持等に関する業務

- ア 同一日に公告等を行い、かつ同一日に開札を行う案件であること。
- イ 発注業種が同一であること。
- ウ 入札参加資格要件が同一であること。
- エ 同一案件の業務で、実質的な業務期間が重複しており、受注機会の確保の目的で分割発注を行う業務であること。
- オ 適用となる業務数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

(適用除外工事等)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する入札は、一抜け方式を適用しないも

のとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用する場合
- (2) 入札中止、不調又は不落となった場合
- (3) 一抜け方式を適用した結果、当該入札の入札参加者が、先に執行した落札決定順位上位の案件の落札者のみとなった場合

(留意事項)

第5条 一抜け方式の執行に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 一抜け方式を適用した案件の開札順は、予定価格が高い順に行うものとする。
- (2) 公告等により一抜け方式による発注であることを周知した上で、1件ごとに入札及び開札を行うものとする。
- (3) 開札前に入札中止となった場合又は落札決定順位上位の案件が不調となった場合は、その案件を除外し、次順位以降の案件の入札及び開札を行うものとする。
- (4) 一抜け方式を適用した案件の落札者等となった者は、以降の一抜け方式を適用した落札決定順位下位の案件における入札に参加することはできないものとする。
- (5) 一抜け方式を適用した案件で、郵便による入札で落札者等となった者は、以降の一抜け方式を適用した落札決定順位下位の案件における郵便による入札は無効とする。
- (6) 一抜け方式を適用した結果、落札決定順位下位の案件において、当該入札の参加者が1者となった場合、1者であっても入札を執行するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月12日から施行し、同月19日以降に公告等を行う競争入札から適用する。